



島根県報

平成28年3月31日（木）

号外第74号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【病院局規程】

島根県病院局組織規程の一部改正	2
島根県病院局事務処理規程の一部改正	3
島根県病院局職員の給与に関する規程の一部改正	3
島根県病院局財務規程の一部改正	5
島根県病院局行政財産の目的外使用等に関する規程の一部改正	5

島 根 県 病 院 局 管 理 規 程**島根県病院局管理規程第2号**

島根県病院局組織規程（平成19年島根県病院局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

平成28年 3月31日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

第6条第2項の表を次のように改める。

組 織	職	職 務
本局	参与	病院事業管理者の命を受け、本局の事務のうち、特定の事務を掌理する。
	次長	上司の命を受け、本局の事務のうち、特定の事務を掌理する。
県立病院課	管理監	上司の命を受け、課の事務のうち、特定の事務を掌理する。
	上席調整監	上司の命を受け、課の事務のうち、特定の事務を掌理する。
	調整監	上司の命を受け、課の事務のうち、特定の事務を掌理する。
	企画幹	上司の命を受け、課の事務のうち、特定の事務を掌理する。

第8条第1項の表看護局の部第一総合病棟看護部の項中

「

4階東病棟看護科
4階西病棟看護科
6階東病棟看護科

を

」

「

4階東病棟看護科
6階東病棟看護科

に改め、同表入退院支援・地域医療

」

連携センターの部中

「

地域医療連携・医療福祉相談スタッフ
図書室

を

」

「

地域医療連携・医療福祉相談スタッフ

に改め、同表に次のように加える。

」

臨床教育・研修支援センター		図書室
---------------	--	-----

第8条第3項の表入退院支援・地域医療連携センターの項第3号を削り、同表に次のように加える。

臨床教育・研修支援センター

- (1) 医療従事者の教育及び研修の支援に関すること。
- (2) 図書室の管理に関すること。

第10条第2項の表中「中央病院の医療局」を「中央病院の事務局、医療局」に改める。

附 則

この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。

島根県病院局管理規程第3号

島根県病院局事務処理規程（平成19年島根県病院局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

平成28年3月31日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

第3条中第21号を第22号とし、第6号から第20号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 本局次長 組織規程第6条第2項に規定する次長をいう。

第11条第10号中「第3条第3号から第10号まで」を「第3条第3号から第11号まで」に改める。

第17条第1項の表本局局長の項を次のように改める。

本局局長	1 本局次長
	2 県立病院課長
	3 管理監（当該管理監が掌理する事務に限る。）
	4 上席調整監（当該上席調整監が掌理する事務に限る。）
	5 調整監（当該調整監が掌理する事務に限る。）

別表第2の6の項本局局長専決事項の欄中「県立病院課長」を「本局次長及び県立病院課長」に改める。

別表第6の3の項の公文書の区分の欄中「、異議申立て」を削る。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

島根県病院局管理規程第4号

島根県病院局職員の給与に関する規程（平成19年島根県病院局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

平成28年3月31日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

第3条第2項中「し、その」の次に「分類の基準となるべき」を加え、「級別職務分類表」を「級別基準職務表」に改める。

別表第4を次のように改める。

別表第4（第3条関係）

行政職給料表級別基準職務表

組織 級	本 局	中央病院	こころの医療センター
1 級	主事	主事 技師 心理判定員 臨床心理士 診療情報管理士 医療情報技師 社会福祉士 精神保健福祉士	
2 級	主任主事	主任主事 主任技師	

		心理判定員 臨床心理士 診療情報管理士 医療情報技師 社会福祉士 精神保健福祉士	
3級	主任	主任 主任心理判定員 主任精神保健福祉相談員 主任精神保健福祉士 ※主任	
4級	企画員 主幹	企画員 主幹 ※専門員	
5級	企画幹 ※専門幹	課長 科長 企画幹 センター長補佐 ※専門幹	課長 科長 企画幹 ※専門幹
6級	課長 上席調整監 調整監	部長 室長 調整監	事務局長 部長 室長 調整監
7級	課長	事務局次長	
8級	病院局次長	事務局長	
9級	病院局長		

別表第5中「医療職給料表(1)級別職務分類表」を「医療職給料表(1)級別基準職務表」に改める。

別表第6中「医療職給料表(2)級別職務分類表」を「医療職給料表(2)級別基準職務表」に改め、同表の5級の項中

「副科長
副科長
を 室長補佐 に改める。
※専門員」
※専門員」

別表第7中「医療職給料表(3)級別職務分類表」を「医療職給料表(3)級別基準職務表」に改める。

別表第8中「技能労務職級別職務分類表」を「技能労務職級別基準職務表」に改める。

別表第11本局の項中

「

病院局長 参与	1種
------------	----

を

」
「

病院局長 参与	1種
病院局次長	2種

に改め、同表病

」

院の項中「中央病院医療局次長」を「中央病院事務局次長」に改める。
同 医療局次長 」

附 則

この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。

島根県病院局管理規程第 5 号

島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第 9 号）の一部を次のように改正する。

平成28年 3月31日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

様式第41号中「滞納処分又は強制執行」を「訴訟等の法的手段」に、「30日」を「3か月」に、「異議申立て（審査請求）」を「審査請求」に、「決定（裁決）」を「裁決」に改める。

様式第42号中「強制執行」を「訴訟等の法的手段」に改める。

附 則

この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。

島根県病院局管理規程第 6 号

島根県病院局行政財産の目的外使用等に関する規程（平成26年島根県病院局管理規程第 5 号）の一部を次のように改正する。

平成28年 3月31日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

様式第 3 号中「使用物件」を「許可物件」に、「物件の修繕」を「許可物件の修繕」に、「現状」を「原状」に、
「この許可に不服があるときは、地方自治法第238条の 7 の規定によりこの許可があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に島根県病院事業管理者に異議申立てをすることができます。」

注 規程第13条により委任を受けた者がする許可については、島根県病院事業管理者に対する審査請求とすること。」
を

「この許可（以下「処分」といいます。）に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に島根県病院事業管理者に審査請求をすることができます。」

また、処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として（島根県病院事業管理者が被告の代表となります。）提起することができます（なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。」

に改める。

附 則

この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。